

令和 2 年 7 月 1 日

第 100 回 神戸市個人情報保護審議会

ひとり親世帯臨時特別給付金事業の
実施について

(こども家庭局)

神戸家第 1694 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮詢

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求める。

記

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童扶養手当データの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関する)

担当：こども家庭局家庭支援課

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童扶養手当データ等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童扶養手当扶養受給者情報】

○受給者に関する情報

証書番号
住基個人番号
福祉個人番号
氏名（漢字・カナ）
通称名（漢字・カナ）
生年月日
行政区コード
分室区分
郵便番号
住所・方書
処理ステータス
手当ランク
支給停止理由
現況未提出年
支給開始年月
支給終了年月
支給対象児童数
支給実績情報
差止有無

○対象児童に関する情報

生年月日
氏名（漢字・カナ）
通称名（漢字・カナ）
続柄
対象開始年月
対象終了年月

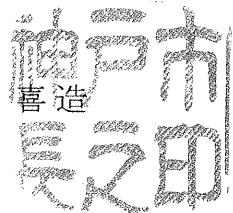
○振込口座情報

口座名義人
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号

神行住第 676 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮詢問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求める。

記

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関する)

担当：行財政局住民課

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童扶養手当データ等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関する)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

漢字氏名

漢字氏名カナ

AL氏名

AL氏名カナ

通称名

通称名カナ

郵便番号

住所・方書

ひとり親世帯臨時特別給付金事業の実施について

1. 趣旨・概要

令和2年5月27日に閣議決定された「令和2年度第2次補正予算案」において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する」とのこととされた。

給付金の支給時期については、厚生労働省からの通知（令和2年6月17日付子発第617第1号ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について）において、児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給については、「可能な限り令和2年8月までに支給する」とされているため、本市においては8月31日の支給を予定している（申請を要する対象者を除く）。

2. 事業概要

(1) 対象者

【基本給付】

- I 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者^{*1}
- II 公的年金給付等を受けており児童扶養手当の支給を受けていない者^{*2}

令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者（以下、「Ⅰ認定有」という。）および、同年月分の児童扶養手当の認定請求を行っていないが、ひとり親等世帯である者（以下、「Ⅱ認定無」という。）を含む。
III 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者（以下、「Ⅲ認定有」という。）および、同年月分の児童扶養手当の認定請求を行っていないが、ひとり親等世帯である者（以下、「Ⅲ認定無」という。）を含む。

【追加給付】

上記I、IIの支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者

※1 児童扶養手当は、受給資格者や扶養義務者等の所得額が制限限度額を超える場合、受給資格の認定を受けていても手当が受けられない。

※2 受給資格者や児童が受ける公的年金給付額により、受給資格の認定を受けていても手当が受けられない場合がある。

(2) 支給額

【基本給付】

I～IIIに対して、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

I・IIのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少したと申し出があった世帯に5万円

(3) 申請手続き

① I 【基本給付】(対象者数：約11,400人)

- 申請手続きは必要ないが、本市から対象者に対して支給に関する案内文の送付を行い、対象者が受給辞退申出をする期間（1～2週間程度）を設け、申出がなかった対象者に対し、児童扶養手当で指定されている口座に振り込むことにより支給する。

※ 案内文の送付予定 7月27日

支給予定 8月31日

(令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格が遡って認定された場合等は、案内文の送付等は、8月以降)

② I 【追加給付】 (対象者数：約11,400人)

II認定有【基本給付・追加給付】(対象者数：約 80人)

III認定有【基本給付】 (対象者数：約 1,300人)

- 申請手続きを要するため、本市から対象者に対して給付金支給の申請書の送付を行う。

※ 対象者に申請書送付予定 7月27日

申請期間 8月～12月

受付 郵送もしくは区役所窓口

支給予定（上記I） 申請後2～3か月程度

（上記II・III） 申請後2～4か月程度

③ II認定無【基本給付・追加給付】(対象者数：約 120人)

III認定無【基本給付】 (対象者数：約 2,100人)

- 申請手続きを要するが、児童扶養手当所管課において対象者情報を有していないため、ホームページや広報紙で周知し、申出者に申請書を送付。

※ 申請期間 8月～12月

受付 郵送もしくは区役所窓口

支給予定 申請後2～4か月程度

3. 事務の流れ

【I 基本給付】

- ①② 福祉情報システム受託業者にて、児童扶養手当受給者情報等をもとに対象者情報を抽出する。あわせて外字対応のために住民基本台帳情報を使用し、送付先宛名データを作成する。データは全庁ファイルサーバに格納する。
- ③ 送付先宛名データをCDにて印刷業者に提供する。
- ④⑤ 印刷業者にて、宛名を印字し、対象者に送付する。
- ⑥ 受託業者のコールセンター業務のため対象者情報を電子メールで共有する。
- ⑦ 福祉情報システム受託業者にて、辞退者を除いた対象者について、児童扶養手当の口座情報をもとに支払データをDVDに書き込み、金融機関へ提供する。
- ⑧ 福祉情報システム受託業者にて抽出した、遡及認定による追加支給対象者情報をもとに、児童扶養手当所管課で福祉情報システムを用いて宛名ラベルを作成し、受託業者に引き渡す。
- ⑨⑩ 受託業者から追加対象者に案内文を送付する。なお、給付金の辞退の申し出がある場合は、受託業者が受け付け、本課に辞退者の連絡を行う。
- ⑪ 福祉情報システム受託業者にて、辞退者を除いた対象者について、児童扶養手当の口座情報をもとに支払データをDVDに書き込み、金融機関へ提供する。
- ⑫ 受託業者より、対象者情報の利用情報報告を受ける。

【I 基本給付以外】

- ①~④ I 基本給付と同様
- ⑤~⑦ 印刷業者にて、I 追加給付・III認定有の対象者に申請書等を送付する。
II認定有については、印刷業者が児童扶養手当所管課に宛名印字済みの申請書を納品し、所管課で申請書への加筆処理を行ったうえで、対象者に送付する。
- ⑧ 受託業者のコールセンター業務のため対象者情報を電子メールで共有する。
- ⑨~⑪ 受託業者にて、申請書の受付、審査を行う。
- ⑫⑬ 申請者情報および審査結果（支給の可否、支給金額）をエクセルファイルに入力し、審査結果データを作成する。また、II IIIの認定無の対象者については、児童扶養手当所管課では情報を有していないため、申請者・児童の情報、支払先口座の情報を受託業者がパンチ入力する。審査結果データは、受託業者から所管課に電子メールにて送付する。データは、全庁ファイルサーバに格納する。
- ⑭~⑯ 審査結果データをもとに、受託業者で、支給・不支給決定通知書を作成し、対象者に送付する。
- ⑰⑱ 福祉情報システム受託業者にて、審査結果データ、I ~III認定有については児童扶養手当の口座情報をもとに、II・III認定無については⑫で作成したデータをもとに、支払データを作成し、DVDに書き込み、金融機関へ提供する。
- ⑲ 受託業者より、対象者情報の利用情報報告を受ける。

4. 効 果

支給対象のうち本市で情報を保有する約 12,780 人について、住民基本台帳・児童扶養手当受給者データ等を利用することにより、給付対象者リストの作成、案内文の送付、支払及び支払状況の管理を正確かつ迅速に行うことができる。

5. 実施計画（予定）

令和 2 年 7 月 27 日	I ・ II 認定有・ III 認定有へ案内文（申請書） 発送
8 月 11 日	I 基本給付の給付金辞退申出書提出期限
8 月 31 日	I 基本給付へ給付金支払開始
8 月 1 日	
～令和 2 年 12 月 25 日	I 追加給付・ II ・ III の受付開始 ※申請期間は 5 ヶ月を予定

6. 処理件数

対象者数 約 15,000 人

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

（1）システム上の保護

- ア PC 統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、操作の状況を記録する。
- イ コンピューターウィルス対策ソフトウェアが導入された PC 統合管理システムの端末機を利用するにより、常に最新のウィルス定義に更新し、コンピューターウィルス等に感染することを防止する。

（2）運用上の保護

- ア. データの提供は、電子記録媒体（USB メモリ）にパスワードを設定した上で、直接手渡しする。課をまたぐ場合は、提供課において受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- イ. ア.のデータの提供後は、直ちに受領側において全府ファイルサーバにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、電子記録媒体からは直ちにデータを消去する。
- ウ. 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限

を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
エ. 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

業務の外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

委託先に対してデータを提供する際は、情報管理者の許可を得たうえで、パスワードによる情報漏えい対策を施したうえで電子メールにより提供する。

委託先に提供したデータは、事業終了後、電子記録媒体を返却させるとともに、速やかにデータシュレッダー処理などの方法で、記録されたデータの内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。